

# 権利擁護支援ネットワーク

## ニュースレター

<http://kitami-shakyo.jp/>

2025年(令和7年)

5月 16日

No.19

### 1. 市民・町民後見人の就任に向けた 令和6年度 受任者講習会 初開催



#### 掲載内容

- 1 市民・町民後見人の就任に向けた  
令和6年度 受任者講習会 初開催
- 2 令和6年度 市民・町民フォローアップ研修を  
開催しました
- 3 令和6年度相談実績(抜粋)

#### ★トピックス★

家庭裁判所への報告書式が変更・全国統一に

＜＜受任者講習会のようす＞＞

令和7年1月19日(日)に「令和6年度 受任者講習会」を北見市総合福祉会館にて行いました。

北見地域市民・町民後見人養成研修修了後の具体的な後見等活動を希望する方には、これまでは北見市社会福祉協議会が行う法人後見事業の支援員として、職員と一緒に後見等事務に従事していただいています。養成研修で得た知識等をさらに生かしていただくことや、住民による主体的な活動をより推進することなどを趣旨に、従前の支援員としての活動方法に加えて、1人の対象者(本人)に対して養成研修修了者2人で後見人等を受任する新たな体制【市民・町民後見人個人受任体制】を新設しました。

受任者講習会は、養成研修修了者のうち市民・町民後見人として受任するための名簿登録を行った方を対象とし、「第1部 管轄裁判所に行う主な報告、後見人等の権限」「第2部 就任から3か月をめどに行う主な事務手続き等」の2部構成で開催しました。

第1部の前半は、釧路家庭裁判所北見支部 宮崎祐司主任家庭裁判所書記官を講師に、「就任時報告及び定期報告について」ご説明いただき、実際の書式を確認しながら、書類の内容や作成に当たって留意する点等を学びました。

第1部の後半は、浦澤法律事務所 浦澤佳弘弁護士より、「代理権・同意権目録について」の講義を行っていただき、保佐・補助類型の場合を例に、代理権・同意権について、事例を用いて大変わかりやすくお話いただきました。

第2部は、成年後見中核センター職員より、就任後おおむね3か月をめどとした事務について、実際の書式に記入してみる等、市民・町民後見人候補者名簿登録者が今後、後見人等を受任していくにあたり、実践に関するイメージをつくることや、実務の流れを学ぶことができる機会としました。

※令和7年4月13日(日)に当研修会の補講を実施しています。



▲浦澤佳弘弁護士



▲宮崎祐司主任家庭裁判所書記官

### 2. 令和6年度 市民・町民フォローアップ研修を開催しました

『令和6年度 市民・町民後見人フォローアップ研修』を令和7年2月26日(水)に北見市総合福祉会館 体育集会室で開催しました。

今回のフォローアップ研修では、訪問看護ステーションたんぼぼ 所長伊藤 めぐみ様より「わたしたちの街の福祉サービス～訪問看護編～」と題して、訪問看護サービスの利用手順や支援内容、多職種との連携について、動画、また実際の事例を交えながら講義いただきました。



伊藤 めぐみ氏



▲フォローアップ研修のようす

参加者からは「現場で活動している様子を説明して頂き大変勉強になりました」「人数が限られている中365日24時間対応に感謝とともに、家族が心強いと思いました」「在宅の要介護者(患者さん)を支える重要な役割を担っていただき感謝です」などの声が寄せられました。

実際の事例を聞くことや動画視聴をとおして、訪問看護サービスの役割について理解を深めることが出来ました。また、判断能力等に不安を抱える方の在宅生活を支える方法として福祉サービスがあること、さまざまな職種との連携により地域で安心した生活が送れることについて、改めて考えることのできる機会となりました。

### 3. 令和6年度相談実績（抜粋）

| 相談対応等内訳                       |                                          | 運営委員会等の開催                             |
|-------------------------------|------------------------------------------|---------------------------------------|
| ▶首長申立案件数…………… 70件<br>(R5…56件) | ▶新規相談件数…………… 173件<br>(R5…141件)           | ▶運営委員会…………… 4回                        |
| ▶地域別内訳                        | ▶相談内訳（重複あり・抜粋）                           | ▶審査検討会…………… 12回<br>審議件数…………… 51件      |
| ・北見市…………… 68件<br>(R5…54件)     | ・申立手続き（首長・親族申立含む）<br>……………新規109件（R5…91件） | うち北見市長申立て…………… 45件<br>置戸町長申立て…………… 1件 |
| ・置戸町…………… 1件<br>(R5… 1件)      | ・遺産相続に関すること<br>……………新規20件（R5… 10件）       | 訓子府町長申立て…………… 1件<br>津別町長申立て…………… 2件   |
| ・訓子府町…………… 1件<br>(R5… 3件)     | ・保証人・身元引受人に関すること<br>……………新規10件（R5… 11件）  | 現後見人等からの移行…………… 2件                    |

令和6年度は、令和5年度に比べて首長申立件数が14件増加しました。また、新規相談件数についても32件増加しており、申立手続きに関することや、制度全般に関すること、後見人の役割等の内容が、相談内訳総数の約半数を占めています。令和6年度は、後見制度を含む遺産相続に関する問い合わせ件数が昨年度の倍となっており、相続の際に、必要に迫られて成年後見制度の利用を検討する方が少なくないことが伺えます。中核センターは、令和7年度も適切な時期に制度が利用されるよう、地域住民や関係機関に対する普及・啓発に継続して取り組みます。

### ★トピックス★ 家庭裁判所への報告書式が変更・全国統一に

後見人、保佐人、補助人は、家庭裁判所に対して、就任から1か月以内に「初回報告」、また、年に1回「定期報告」を提出する必要があります。令和7年4月より、成年後見人等が家庭裁判所に初回報告、定期報告を行う際の報告書式が変更され、全国的に統一されました。



#### 変更のポイント①

書式が全国統一に！

これまでは、各地の家庭裁判所ごとに運用されていた報告書式が、全国統一のものとなりました。

#### 変更のポイント②

身上保護について細かく把握できる内容に！

第2期成年後見制度利用促進計画では、尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等を掲げており、本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすることが求められています。

新書式では、身上保護や意思決定支援に関する報告項目が設けられており、身上保護事務の様子を裁判所が適切に把握できる内容となっています。

#### 【新書式の一部をご紹介します！】

##### 第2 これまでに行った後見等事務について

1 今回の報告対象期間内に行った以下の後見等事務（①～⑳）があれば、その項目に✓又は■を入れてください。 ※複数回答可 ※特にない場合は回答不要。

##### 生活面

- ①転居 ②入院・転院・退院 ③施設の入所・変更・退所 ④医療関係の契約
- ⑤介護保険サービスの申請・契約・内容変更
- ⑥障害福祉サービスの申請・契約・内容変更
- ⑦医療費・介護保険サービス利用料の減免措置等（自立支援医療費・限度額認定等）の申請・更新
- ⑧年金、障害年金の受給申請・遡及申請・更新
- ⑨生活保護の受給申請・申請のための相談等

##### 財産管理面

- ⑩不動産の売却・処分 ⑪不動産の修繕・管理
- ⑫保険金の請求手続 ⑬立替金などの債権回収手続
- ⑭訴訟 ⑮調停・審判 ⑯相続に関する手続（単独相続・相続放棄等）
- ⑰遺産分割協議 ⑱示談（交通事故等） ⑲債務整理 ⑳破産手続・個人再生

##### 第3 本人の意思確認について

1 「第2 これまでに行った後見等事務について」で記載した後見等事務の内容は、本人の意思に沿ったものですか。

- ① 本人が表明した本人の意思に沿っている
- ② 本人の意思確認が困難なため推定した本人の意思に沿っている
- ③ 本人の意思が推定できないため、本人にとって最も良い方法を検討し判断した
- ④ 本人の意思及び推定の意思と異なる判断をした
- ⑤ その他（今後本人に説明する予定である等）
- ⑥ 事務によって当てはまる選択肢が異なる

2 1について、①～④を選択した場合にはどのように本人の意思を確認（又は推定）したかや確認の結果等を、⑤を選択した場合はその具体的な内容を記載してください。また、③～⑤を選択した場合は、その理由も記載してください。

※⑥を選択した場合には、これらの内容を事務ごとに記載してください。

---



---



---